

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：平成28年3月2日（平成28年（独情）諮問第21号）

答申日：平成28年6月16日（平成28年度（独情）答申第12号）

事件名：国選報酬に関する内部監査実施報告書（最終報告書）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、日本司法支援センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年12月21日付け司支総二第138号による一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 平成27年12月21日付けの開示決定通知書には、押印も署名も全くないが、その後回答によるとこれは正式なものだということであるが、疑問がある。証明力という意味でも何もない文書であるしこのような形態で情報開示を実施している行政庁は知る限りセンター以外には存在しない。
- (2) 不開示とした部分の表記につき、明瞭ではない。例えば、「行数等」に記載されている、具体的な内容（法テラス事務所名等）につき、非公開の部分という意味なのか、それとも行数ということによって単に位置を示しているだけで、非公開ではなく開示部分という意味なのかを特定出来ない通知といわざるを得ない。そもそも、法的行為としての開示決定と、事実行為としての開示文書の受付は別の概念であり、理由が記載されるのは開示決定であるため、基本的には開示決定書のみで非公開部分を特定できることが必要である。しかし、今回のケースでは、それが全く不可能である。
- (3) 決定書上、日本司法支援センターの代表である、理事長の氏名の記載

がないが、決定書の様式には、理事長の氏名が記載されているべきであったものとする。

- (4) 法人文書の開示の実施方法等申出書に印鑑の欄があるが、なぜ申出の段階で印鑑が必要になるのか理解できない。
- (5) 今回、平成27年12月21日付の決定通知書で、ご自分（理事長）は印鑑を押さなかったのに、請求者は開示の実施方法等申出書に押印しなければならないような様式になっているのは、疑問に思う。法は、外国人その他にも開示請求を認めていることから、印鑑の押捺を様式に入れるべきとは到底思われぬ。非常に排他的な行為でもある。
- (6) 法テラスの監査室長の氏名が非公開になっているが、一律非公開は疑問であり、例えば平成26年3月発行の総合法律支援論叢第四号においては「民事法律扶助の受給資格と利用者の負担をめぐって」というテーマにおいて「日本司法支援センター監査室長 ○○」と記載があり、非公開とは到底いえない。このようなものも前回の異議申立手続での諮問手続きでは貴殿は非公開にしている情報であると審査会に主張し非公開維持決定がなされたが、大変疑問に思った。
- (7) 事実と異なる理由に基づいて安易に非公開がなされていることなどからみても、処分の取消しは不可欠である。
- (8) 会計検査院関係の資料についても、被疑者らや職員らの氏名が非公開となっていたり、過剰交通費を受領した弁護士らの氏名が非公開となっていたりしている。これらの方はいずれも国の基準に違反していた方なのであるから非公開とするのは相当とはいえない。処分内容について、全部非公開となっているが、独立行政法人に属した職員ら等に対する重大な事案に対する処分については、すべて公開すべきものとする。処分には、免職や、停職、減給、戒告、厳重注意といったものがあるが、個別の事案についてどのように対応したのかということは国民に対する説明責任に対する範囲内であるとする。国選弁護という国からの公金が支出されている事業であることもその理由の一つである。

第3 諮問庁の説明の要旨

センターでは、以下の理由により、原処分を維持することが相当と考える。

本件の異議申立ては、部分開示決定を行った本件対象文書（文書1及び文書2）の処分を取消し、不開示とした部分を開示するとの決定を求めたものである。

しかしながら、上記文書1及び2の不開示箇所は法5条1号、同条4号に基づく不開示情報であることに加え、上記文書2については平成26年9月4日付け府情個第2604号により交付された答申書（諮問番号：平成26年（独情）諮問第26号、答申番号：平成26年度（独情）答申第

19号，事件名：国選報酬に関する内部監査実施報告書（最終報告書）の一部開示決定に関する件）を受けて，審査会の結論のとおり原処分で不開示とした不開示情報のうち一部を開示し，平成26年9月18日付け異議申立人へ送付した文書と同一のものである。

したがって，本異議申立てに対して，本件対象文書の部分開示決定した原処分維持が相当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年3月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年5月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，文書1及び文書2であり，処分庁は，その一部を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は原処分の取消しを求めているが，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1について

本件対象文書を見分すると，文書1は国選弁護人契約弁護士の旅費に関する不適正な算定・支払事案に係る会計検査院法27条の規定による報告であって，その一部が法5条1号及び4号に該当するとして不開示とされていることが認められる。

ア 法5条1号該当性について

(ア) 法5条1号に該当するとして不開示とされた部分は，いずれも，当該報告において「被疑者」，「監督責任者」及び「関係者」とされたセンター職員の氏名であることが認められる。また，事務所長の氏名（実名）及び不適正な算定による交通費の支払を受けた弁護士名（当初から全て記号化）の記載はいずれも開示されている。

(イ) 不開示とされたセンター職員の氏名は，いずれも，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，センターにおいて当該職員の氏名を公にすることとはしておらず，その公表を義務付ける法令等もないとのことであるから，当該情報に

については法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書きロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

さらに、氏名は特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）に該当することから、法6条2項による部分開示の余地もない。

(ウ) したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 法5条4号該当性について

(ア) 法5条4号に該当するとして不開示とされた部分は、「9 関係者に対する人事上の処分の状況」と題する部分に記載された一覧表の「処分年月日」欄に記載された日付及び「処分の内容等」欄の記載内容の全て並びに当該一覧表の直下にある4行分の記載であることが認められる。

また、当該不開示部分について原処分時の開示決定通知書には、「公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれとその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」「該当条項 法5条4号」と記載され、諮問庁はこれを妥当としている。

(イ) 地方事務所長に係る「処分の内容等」欄の記載及び当該記載に対応する内容が記載された部分について

上記一覧表の直下の4行分の記載のうち上から2行分は、人事上の処分における地方事務所長の取扱いについて規程等によって定められた内容が記載されたものであって、一覧表の地方事務所長に係る「処分の内容等」欄の記載は、当該内容から当然に導かれる結論が記載されたにすぎないものであることが認められる。

このようないわば自明の内容については、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれや、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難く、上記各不開示部分（別紙の2に掲げる部分）については、法5条4号に該当するとは認められない。

(ウ) その余の部分について

その余の部分については、通常明らかにされることのない職員の人事に関わる情報であり、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。したがって、当該部分は法5条4号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2について

本件対象文書を見分すると、文書2は平成25年1月にセンター理事長に対して報告が行われた内部監査報告書であって、センター職員の氏名並びに国選報酬の過大請求を行った各弁護士の氏名及び当該弁護士に係る記載等の一部が、法5条1号に該当するとして不開示とされていることが認められる。

ア センター職員の氏名について

センター職員の氏名は、いずれも、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、センターにあっては、一般に入手可能な独立行政法人国立印刷局編職員録に職員の氏名は掲載しておらず、ホームページ等を含め職員の氏名を公にする慣行はないとのことである。そうであれば、センター職員の氏名については、法5条1号ただし書イに規定する法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。なお、異議申立人は、平成26年3月発行のセンターの出版物に掲載された特定の記事において監査室長の氏名が公にされている旨述べているが、特定の条件下で、特定時点において特定の職にある者の氏名が明らかにされることがあったとしても、そのことのみをもって他の時点においてその職にある者の氏名について公表慣行があるとは認められず、上記の判断に影響を及ぼすものではない。また、センター職員の氏名について同号ただし書きロ及びハに該当するとすべき事情は認められず、個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 弁護士の氏名及び当該弁護士に係る記載等の一部について

一般に、弁護士としての事業活動に関する情報は、弁護士という業を営む個人の当該事業に関する情報として、法5条2号の規定に基づきその開示・不開示が判断されるものと考えられるが、弁護士としての事業活動に関連する情報ではあっても、その報酬の取得に際して過大請求が行われたか否かといった情報は、当該弁護士個人の名誉や人格といった個人的な情報としての側面を持っていることも否定できず、本件においては、同条1号が不開示理由とされていることから、以下、同号該当性について検討する。

(ア) 国選報酬の過大請求を行った弁護士の氏名、過大請求の確認状況等が一覧形式で記載されている部分における不開示部分について

A 本件対象文書を見分すると、文書2のうち、国選報酬の過大請

求を行った弁護士の氏名，弁護士番号等とともに過大請求の確認状況等が表形式で整理されている部分において，氏名（姓のみ又は名のみ）の記載を含む。以下同じ。），弁護士登録番号，過大請求の対象となった事件の事件番号及び過大請求の対象となった事件に係る被疑者の収容先施設名に係る各欄の情報が不開示とされていることが認められる。

- B これら情報は，行ごとに一体として，該当する各弁護士に関する法5条1号本文前段情報に該当すると認められる。
- C 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，当該弁護士の氏名等の取扱いについて確認させたところ，本件の調査において過大請求が認められた弁護士につき，日本弁護士連合会を通じて所属弁護士会に情報提供し，所属弁護士会による指導監督を要請しているが，センターとしては，契約に関する内部的な措置のために実施された調査であることからそもそも公表は前提としていないとのことである。

そうであれば，どの弁護士が国選報酬の過大請求を行ったかといった情報は，法5条1号ただし書イに規定する法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず，同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

- D 法6条2項の部分開示について検討すると，氏名及び弁護士登録番号は，個人識別部分と認められる。また，過大請求の対象となった事件の事件番号及び過大請求の対象となった事件に係る被疑者の収容先施設名は，これを公にすると，既に開示されている情報等と照合することにより過大請求の対象となった事件の国選弁護人である弁護士が特定され，公にされていない「どの弁護士が国選報酬の過大請求を行ったかといった情報」が明らかになって当該弁護士の権利利益を害するおそれがないとは認められず，いずれも部分開示はできない。

したがって，当該不開示部分は法5条1号に該当し，不開示としたことは妥当である。

(イ) その余の不開示部分について

その余の部分は，いずれも国選報酬の過大請求に係る確認等の対象となった弁護士の氏名及び当該弁護士に係る具体的な情報が記載された部分であることが認められる。

これらは，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ，同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められず，

個人識別部分に該当し法6条2項による部分開示の余地もないことから、同号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び4号へに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件対象文書

文書 1 会計検査院法第 27 条の規定による報告

文書 2 国選報酬に関する内部監査実施報告書（最終報告書）

2 開示すべき部分

文書 2 のうち、「9 関係者に対する人事上の処分の状況」と題する部分に記載された一覧表の地方事務所長に係る「処分の内容等」欄の記載及び当該一覧表の直下の 4 行分の記載のうち上から 2 行分